

令和5年度第2回東松山市地域自立支援協議会全体会次第

令和6年3月25日（月）午後2時

総合会館4階多目的ホールA

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 各プロジェクト・連絡会議からの報告

- ①障害者進路支援連絡会議
- ②障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議
- ③医療・福祉連携プロジェクト
- ④地域生活支援拠点等連絡会議
- ⑤SDGs／合理的配慮推進プロジェクト

(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る東松山市地域自立支援協議会の取組について

4 その他

障害者進路支援連絡会議	
プロジェクト 設立の経緯	<p>期間が決まっている学校生活の中、障害のある生徒の高校卒業後における進路選択の一助になるための情報提供や、学校が行う進路指導の補完を行うことを目的に、「特別支援学校等の生徒の進路選択を考えるプロジェクト」としてスタートした。その後「障害者進路支援連絡会議」として設置される。</p>
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	今年度目標
	<p>1.情報提供の在り方について、本連絡会議が実施している活動との連動性を強化し、より実効性のある提供の方法を引き続き検討すること。</p> <p>2.キャリアデザインフォーラムの開催。</p> <p>3.平成 28 年度から実施している「中学生による職業体験」事業の継続開催。また、継続開催を通じての東松山地域におけるまちづくりの視点に立った「働く体験の場づくり」を促進すること。</p>
	成果
	<p><u>1.定例会議開催</u></p> <p>令和 5 年 4 月 12 日(水)、6 月 14 日(水)、8 月 2 日(水) 10 月 11 日(水)、12 月 13 日(水) 令和 6 年 2 月 14 日(水)</p> <p><u>※事務局会議</u></p> <p>11 月 28 日(火)</p> <p><u>2.キャリアデザインフォーラムについて</u></p> <p>進路選択に関わる情報提供を行うことで、保護者が進路について考えるきっかけとし、早い時期から情報を得て、当事者の成長や進路選択を支える仕組みを作ることを目的として開催。</p> <p>・開催日:令和 5 年 7 月 5 日(水) 10 時 00 分～12 時 00 分</p> <p>・内容 :第 1 部「障害のある子どもの進路選択」保護者からの体験談 第 2 部「市内の就労支援や相談支援等機関による事業内容及び事例説明」</p> <p>・参加者:13 名(内 障害のある子どものいる保護者 11 名) 情報を求める小学生や中学生の保護者が多く、「参加してよかった」「引き続き開催をしてほしい」などの感想もあった。</p> <p><u>3.中高生による職業体験事業について</u></p> <p>障害のある方の働く体験の場づくり。</p> <p>本人が実際の仕事を見て、体験してもらうことで、働くことはどんなことかを知ってもらう機会として、保護者が子供の体験の様子を見ることで、進路を選択するにあたっての情報を得ていただくことを目的として実施を予定。</p> <p>・開催日:令和 5 年 8 月 28 日(月) 9 時 00 分～13 時 00 分</p> <p>・協力企業 東松山紙器工業株式会社(段ボール加工、組み立て) 野口精機株式会社(自動車部品製造)</p>

株式会社福祉の街ふくしのまち東松山(デイサービス手伝い)

有限会社松永松盛園(花の手入れや、販売作業)

伊田テクノス(事務)

株式会社ヤオコー ヤオコー東松山シルピア店(品出し、陳列等)

・定員:9名

(市内小中学校、相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所等へ案内)

・参加者:5名(中学2年生4名、中学3年生1名)

次年度に向けて

1. 「キャリアデザインフォーラム」及び、「中学生による職業体験」の開催
2. 進路選択を補完する方法について協議する。

令和5年度 東松山市地域自立支援協議会全体会
「東松山市障害者進路支援連絡会議」

令和6年2月6日

進路支援連絡会議の役割



情報共有

- ・定期的に連絡会を開催し、関係機関同士の連携および情報の共有を図る。

コンセンサスの形成

- ・進路に関し、地域の課題となっていることについて、その解決に向けて議論し、そして提言する。

コンセンサスの発信・共有

1人ひとりの希望や意見の共有

- ・情報発信や地域交流を目指した『キャリアデザインフォーラム』を開催する。
- ・働くことや働くために必要なことを知り、将来職業を選択するにあたっての興味や適性を確認する目的として『中学生による職業体験』を開催する。

進路支援連絡会議の成果について

連絡会議事業スケジュール

会議等日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定例会議	12日		14日		2日		11日		13日		14日	
	・「キャリアデザインフォーラム」について ・今年度の予定について		・「キャリアデザインフォーラム」について ・職業体験について		・「キャリアデザインフォーラム」振り返り ・職業体験について		・職業体験振り返り ・次年度の「キャリアデザインフォーラム」について		・次年度の「キャリアデザインフォーラム」について ・次年度の職業体験について		・次年度の「キャリアデザインフォーラム」について ・次年度の職業体験について	
キャリアデザインフォーラム				5日								
中学生による職業体験					28日							
その他		・30日 特別支援教育コーディネーター連絡会出席						・28日 事務局会議				

進路支援連絡会議の成果について

令和5年度キャリアデザインフォーラムの開催

【目的・趣旨】

年度初めの時期に進路選択に関わる情報提供を行うことで、保護者が進路について考えるきっかけとし、早い時期から情報を得て、各機関のサポートやサービスにより当事者の成長や進路選択を支える仕組みを築くことの重要性を理解する場とする。

- 【日時】** 令和5年7月5日(水) 10時00分～12時00分
【会場】 東松山市総合会館4階
【対象者】 市内在住の障害のある児童、生徒の保護者。
 就労、福祉、教育、行政関係者、その他関心のある方



- 【内容】**
- ・第1部 講演会①「障害のある子の進路選択」保護者の体験談
 - ・第2部 就労支援センター、就労継続B型事業所、多機能型事業所、生活介護事業所、ハローワーク、相談支援事業所 のサービス内容の紹介

【提供資料等】 ・福祉ガイド ・障害者のための施設一覧 ・各事業所のパンフレット
 ・特別支援学校案内 ・中高生による職業体験の案内

進路支援連絡会議の成果について

令和5年度キャリアデザインフォーラムの開催

①「障害のある子の
進路選択」保護者の
体験談



・参加者：13名（小学5年生～高校3年生の子供を持つ保護者11名）

②市内の就労支援や相談支援等機関に
よる事業内容及び事例紹介

（就労支援センター、就労継続B型事業所、
多機能型事業所、生活介護事業所、
ハローワーク、相談支援事業所）



進路支援連絡会議の成果について

これまでのキャリアデザインフォーラムについて

年度	開催日	参加者数	内容
平成28年度	平成28年7月12日	28名	各機関による役割や、事業内容の紹介、事例・モデルケースの紹介
平成29年度	平成29年6月29日	29名	中学生による職業体験報告、体験を受け入れた会社の方からお話、市内の事業所の事業内容及び事例紹介
平成30年度	平成30年6月25日	24名	中学生による職業体験報告、体験を受け入れた会社の方からお話、市内の事業所の事業内容及び事例紹介
令和1年度	令和1年7月1日	23名	一般企業で働く方からのお話、中学生による職業体験報告、市内の事業所の事業内容及び事例紹介
令和2年度	令和3年2月1日～3月31日	閲覧数23名	中学生による職業体験受け入れ企業インタビュー、ライフステージごとの福祉サービス事業所紹介
令和3年度	令和3年6月30日	18名	障害のある子供を育てた保護者の体験談、市内の事業所の事業内容及び事例紹介
令和4年度	令和4年7月5日	13名	①障害者雇用を行う企業の取り組み 東松山紙器工業株式会社 曾根岡様 ②市内の就労支援や相談支援等機関による事業内容及び事例紹介
令和5年度	令和5年7月5日	13名(小学5年生～高校3年生の子供を持つ保護者11名)	①「障害のある子の進路選択」について保護者から講演 ② 市内の就労支援や相談支援等機関による事業内容及び事例紹介 (就労支援センター、就労継続B型事業所、多機能型事業所、生活介護事業所、ハローワーク、相談支援事業所)

進路支援連絡会議の成果について

令和5年度中学生の職業体験の開催

【目的】 参加する中学生が実際の仕事を見たり体験したりすることで、働くことや働く為に必要なことを知り、将来を考える上での情報収集を行うとともに、保護者にも子供の様子を見学していただき、進路選択に必要な情報を得てもらうことを目的とする。
また、体験後の本人・保護者の振り返りから、新たなニーズの掘り起こしを図る。

【日時】 令和5年8月28日(月) 9時00分～13時00分

【会場】 松山市民活動センター 大会議室

【対象者】 市内中学校の特別支援学級を利用している中学生
市内在住で特別支援学校等へ通学している中学生、高校1年生
※ 原則として保護者が同伴できる方(無理な場合はご相談ください)

【スケジュール】

9時00分 オリエンテーション

10時00分 職業体験

12時00分 振り返り学習 ～13時00分 終了



【協力企業】

東松山紙器工業株式会社様、野口精機株式会社様、株式会社福祉の街ふくしのまち東松山様、
有限会社松永松盛園様、伊田テクノス株式会社様、株式会社ヤオコー東松山シルピア店様

進路支援連絡会議の成果について

令和5年度 中学生の職業体験の開催

体験中の様子

伊田テクノス様(建築業事務体験)



・参加者:5名
(中学2年生4名、中学3年生1名)

デイサービスふくしのまち東松山様
(デイサービス手伝い体験)



ヤオコー東松山シルピア店様
(品出し、陳列等体験)



東松山紙器工業様
(ダンボールの加工 体験)



進路支援連絡会議の成果について

これまでの中学生による職業体験について

年度	開催月	参加者数	協力実施企業
平成28年度	12月	3名	株式会社丸山製作所、株式会社ビーカム、こども動物自然公園
平成29年度	8月	2名	JA東松山いなほてらす、アピタ東松山店
平成30年度	8月	8名	ひだまりの郷、アピタ東松山店、こども動物自然公園、株式会社ビーカム、シャローム病院
令和1年度	8月	3名	ポッシュ株式会社、東松山ホーム、ヤオコー東松山新宿町店
令和2年度	中止		キャリアデザインフォーラムをオンデマンド配信で実施。 中学生による職業体験受け入れ企業(ポッシュ)のインタビュー動画を紹介。
令和3年度	8月(中止)	4名応募	東松山紙器工業株式会社、野口精機株式会社、株式会社バンテックイースト、東松山市役所
令和4年度	8月26日	定員8名で 募集中 (令和4年7月 末現在)	東松山紙器工業株式会社、野口精機株式会社、株式会社バンテックイースト、有限会社松永松盛園、東松山市役所
令和5年度	8月28日	5名	東松山紙器工業株式会社、株式会社福祉の街デイサービスふくしのまち東松山、伊田テクノス株式会社、株式会社ヤオコー東松山シルビア店

※令和5年度 新規協力企業

進路支援連絡会議の成果について

中学生による職業体験協力企業一覧(体験内容別)

- 掃除、動物の世話
 - ・こども動物自然公園 様
(ふれあい広場の掃除や、看板製作など)
- 軽作業
 - ・丸山製作所 様(軟水器部品組み立て)
 - ・電成興業 様(電設資材ビス止め等)
 - ・東松山紙器工業 様(段ボールの加工)
 - ・野口精機 様(自動車部品の検査)
 - ・ビーカム 様(付録品の解体、分別)
- スーパー、お店
 - ・アピタ 様(品出し、陳列等)
 - ・いなほてらす 様(袋詰め、品出し等)
 - ・ヤオコー 様(品出し、陳列等)
 - ・松永盛園 様(花の管理、販売)
- 介護施設の仕事
 - ・ひだまりのさと 様(介護手伝い)
 - ・東松山ホーム 様(デイサービス手伝い)
 - ・福祉の街 様(デイサービス手伝い)
- 事務の仕事
 - ・シャローム病院 様(総務事務)
 - ・ポッシュ 様(書類のPDF化など事務)
 - ・伊田テクノス 様(事務)
 - ・東松山市役所(事務)
- 倉庫の仕事
 - ・バンテックイースト 様(自動車部品梱包の準備)

※令和5年度 新規協力企業

次年度に向けて

●令和6年度「キャリアデザインフォーラム」「中学生による職業体験」開催にむけての協議

＜キャリアデザインフォーラムについて＞

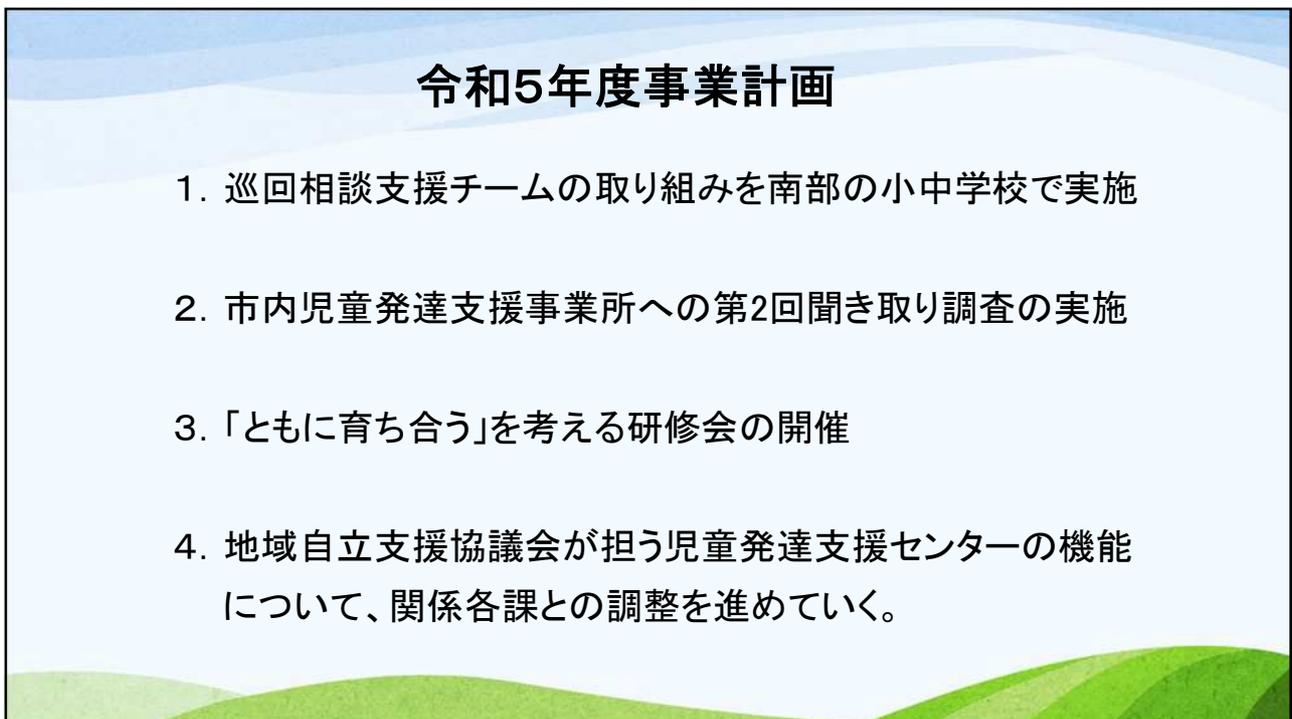
- ・進路選択のための情報提供の場として開催。
- ・福祉サービスやサポートについての情報提供だけでなく、一般企業で働くことにチャレンジする機会や、チャレンジする方法など保護者に情報が行き届くよう、内容と周知の方法について検討していく。

＜中学生による職業体験について＞

- ・「企業に迷惑をかけてしまうのでは」という理由で、参加を躊躇される方がいた。保護者の心配を軽減するための方法として、申し込みの前に体験する企業を見てもらう機会を提供するなど、対応を検討していきたい。
- ・誰もがチャレンジする機会があることを周知できるようにしていきたい。

●その他、進路選択を補完する方法について協議。

障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議	
プロジェクト 設立の経緯	<p>ノーマライゼーションのまちづくりを進める東松山市では、障害のある子どもが一般の保育園・幼稚園・認定こども園・学校に通園・通学を希望し、選択することが多く見受けられるようになってきた。このような現状の中で、東松山市地域自立支援協議会では、障害のある子どもの「保育園・幼稚園・学校での生活」を支えるため、関係機関のさらなる連携について議論され、平成 20 年に連絡会議を設置し、関係者のネットワーク構築及び仕組みづくりに取り組むこととなった。</p>
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	今年度目標
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 巡回相談支援チームの取り組みを南部の小中学校で実施 2. 「ともに育ち合う」を考える研修会の開催 3. 市内児童発達支援事業所への第2回聞き取り調査の実施 4. 地域自立支援協議会が担う児童発達支援センターの機能について、関係各課との調整を進めていく。
	成果
	<p>○令和5年度事業実施状況について スライド資料参照</p>
	次年度に向けて
	<p>○令和 6 年度事業計画について(案)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)巡回相談支援チームの取り組みを北部の小中学校で実施 (2)「ともに育ち合う」を考える研修会の開催 (3)市内児童発達支援事業所の第 2 回聞き取り調査を分析 (4)地域自立支援協議会が担う児童発達支援センター機能について、充実に向けての検討



令和5年度連絡会議活動予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会全体会					○						○	
事務局会議		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連絡会議					○						○	
チーム巡回関係	教育センター挨拶	特別支援教育コーディネーター連絡会	← 1回目巡回				→ 2回目巡回				→	
研修会											ともに育ち合う研修会	
児発アンケート・聞き取り関係	← セルフ利用者名簿作成		アンケート内容検討	アンケート依頼文送付	← 事業所聞き取り調査				← 聞き取り内容の整理			→
医療的ケア児モニタリング				○								
関係各課との意見交換				○								
委員依頼		←		→								

1. 巡回相談支援チームの取り組み

(1) チーム巡回相談の目的

- ① インクルーシブの理念の元、ともに育ち学ぶ子どもたちや、現場、保護者を、教育・医療・福祉などの多機関連携により支援することを目的とする。
- ② 子どもの育ちを共有しながら、現場が課題と感じる事項について包括的に意見の交換が行えるようにする。
- ③ みんなで支えるより良い仕組みづくりの構築をめざす。

(2) 巡回相談支援チームメンバー

- 特別支援学校（東松山・川島ひばりが丘）〔◇特別支援教育コーディネーター〕
- 医療機関（ハロークリニック）〔◇公認心理師 ◇理学療法士 ◇作業療法士 ◇言語聴覚士〕
- 相談支援事業所（西部・比企地域支援センター・総合福祉エリア）〔◇相談支援専門員〕
- 障害者福祉課

※今年度はコロナが5類に移行したことで、コロナ前のようにすべての学校へ2回の訪問が可能となった。

令和5年度 チーム巡回相談予定表

学校名	第1回	第2回	内容	時間
唐子小学校	6/22(木)	11/16(木)	参観	13:40～14:25
			話し合い	14:45～15:45
野本小学校	6/29(木)	1/18(木)	参観	13:35～14:20
			話し合い	15:30～16:30
青鳥小学校	7/6(木)	12/14(木)	参観	13:20～14:05
			話し合い	14:25～15:25
高坂小学校	7/13(木)	11/30(木)	参観	13:25～14:10
			話し合い	14:30～15:30
白山中学校	9/7(木)	2/8(木)	参観	14:40～15:30
			話し合い	15:45～16:45
桜山小学校	9/14(木)	1/25(木)	参観	9:20～10:05(1回目) 13:20～14:05(2回目)
			話し合い	14:15～15:00
新宿小学校	10/5(木)	2/1(木)	参観	13:10～13:55
			話し合い	14:10～15:10
南中学校	10/12(木)	2/15(木)	参観	13:20～14:10
			話し合い	14:20～15:20

2. 市内児童発達支援事業所への第2回聞き取り調査の実施

○計画相談セルフプラン利用者37人(R5.5時点)

市内事業所利用者(聞き取り対象者)33人 ※R3年度実施時18人

○児童発達支援事業所 10か所

※R3年度実施時6か所

3. 「ともに育ちあう」を考える研修会の開催

◎日程 2月29日(木) 15:15～16:45 野本市民活動センター会議室

◎内容

○講演:市内在住のりょうさんは、幼稚園、小学校は支援員のサポートを受け、中学校、高校と進学し、現在大学の2年生。幼少期に発達障害の診断を受けたりょうさんの育ちの道筋を、ご家族にお話しいただき、支援者としてどのようなことを大切にしながら、寄り添うべきか考える。

○情報提供:地域療育等支援事業の実践についての紹介

◎対象:市内保育園・幼稚園・小学校・中学校関係者

4. 地域自立支援協議会が担う児童発達支援センターの機能について、関係各課との調整について

(1) 7/24 自立支援協議会医福連携プロジェクトにおける、
医療的ケア児ケースモニタリングへの参加

(2) 7/25 第1回 関係課との意見交換

※ 第2回 関係課との意見交換 調整中

R5年度委託相談(※2事業所)への幼児の新規相談状況(R5.4.1~R5.12.31現在)

	ケース	年齢	診断の有無	相談経由	相談内容
1	Aさん(転入者)	2歳	診断書	障害者福祉課⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
2	Bさん(転入者)	2歳	診断書	障害者福祉課⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
3	Cさん・Dさん	2歳	診断書	保健センター⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
4	Eさん	2歳	無	保健センター⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
5	Fさん	3歳	診断書	保健センター⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
6	Gさん(転入者)	4歳	不明	障害者福祉課⇒委託相談	幼稚園利用について
7	Hさん	4歳	不明	子育て支援課⇒障害者福祉課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
8	Iさん	4歳	診断書	子育て支援課⇒保健センター⇒障害者福祉課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
9	Jさん	4歳	無	障害者福祉課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
10	Kさん	5歳	診断あり	子育て支援課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
11	Lさん	5歳	診断書	保育園⇒委託相談 教育センター⇒委託相談	放課後等デイサービスにつて
12	Mさん	6歳	診断あり	障害者福祉課⇒委託相談	就学後の生活支援
13	Nさん	3歳	診断なし	家族⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
14	Oさん	3歳	診断なし	保育園⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
15	Pさん	3歳	診断なし	保健センター⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
17	Qさん	2歳	診断なし	保健センター⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
18	Rさん	4歳	診断なし	子育て支援課⇒障害者福祉課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
19	Sさん	3歳	診断書	子育て支援課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
20	Tさん	3歳	診断なし	子育て支援課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
21	Uさん	2歳	診断なし	保健センター⇒障害者福祉課⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
22	Vさん	2歳	診断なし	保健センター⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
23	Wさん	3歳	診断なし	医療機関⇒委託相談	療育等支援事業
24	Xさん	5歳	診断なし	教育センター⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について

※2事業所受付(西部・比企地域支援センター 総合福祉エリア)

東松山市第2期障害児福祉計画(目標5)

「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」を中核とし、障害のある子どもの支援体制構築や地域課題の抽出、障害児通所事業所及び保育所等訪問支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、障害のある子どもの地域社会への参加等について助言を行うなど、地域支援機能を担うことで、児童発達支援センターの設置に代わる体制を整備する。

児童発達支援センターの役割・機能の強化（児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要より）

<制度の現状>

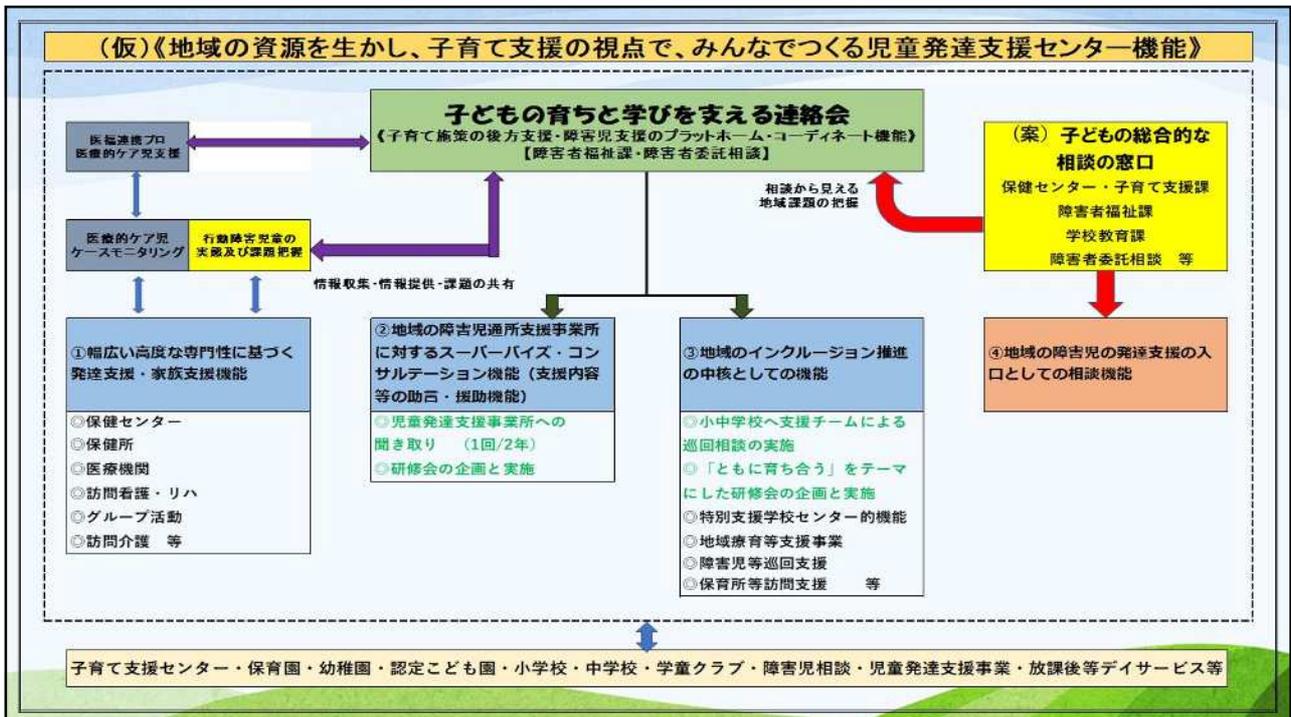
- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した。児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

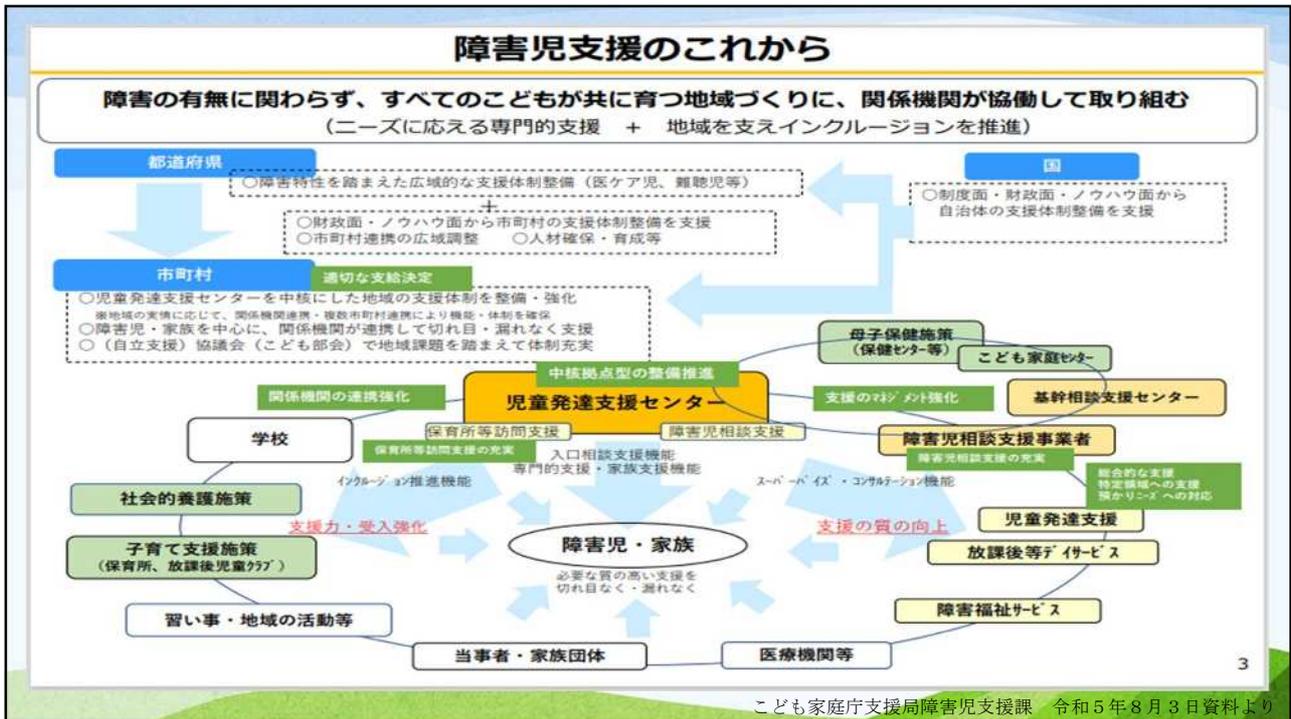
<改正案の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。
⇒これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>

- ① **幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能**
 - ② **地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）**
 - ③ **地域のインクルージョン推進の中核としての機能**
 - ④ **地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能**
- ②児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。





- ## 令和6年度事業計画(案)
1. 巡回相談支援チームの取り組みを北部の小中学校で実施
 2. 市内児童発達支援事業所への聞き取り調査を分析
 3. 「ともに育ち合う」を考える研修会の開催
 4. 地域自立支援協議会が担う児童発達支援センター機能について充実に向けての検討

医療・福祉連携プロジェクト	
プロジェクト 設立の経緯	<p>第1期障害児福祉計画の目標の「医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場」として当プロジェクトを位置づける。また、対象を「医療的ケア児・者」とし、第三次市民福祉プランにおける「医療的ケアが必要な障害のある人が地域において必要な支援を受けるための関係機関との連絡調整を行う体制の整備」を行うためプロジェクトを設立した。</p>
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	今年度の目標
	<p>① 現状確認リストを活用したモニタリングを行う。</p> <p>② 「受け皿が不足している」という障害福祉サービスの課題に取り組む。</p>
	成果
	<p>① 現状確認リストを活用したモニタリングについて</p> <p>・第1回プロジェクト会議 2023年7月24日(月)</p> <p>参加者： 事務局、訪問看護、保健所、委託相談、基幹相談、シャローム病院 教育センター、保育課、保健センター、子どもの育ちと学びを支える連絡会 対象：児童期6名</p> <p>・第2回プロジェクト会議 2023年8月8日(火)</p> <p>参加者： 事務局、訪問看護、保健所、委託相談、基幹相談、シャローム病院 アドヴァンス、あすみーる、ヘルパーステーションこあら、 総合福祉エリア(医療型短期入所) 対象：成人期12名</p> <p>家族背景なども含めて現状を共有することが出来た。新たな参加機関も交えて、現状を知ってもらおうという目標は達成できた。地域課題の切り出しや児童期モニタリングの開催時期など、モニタリングの方法や課題については引き続き検討する必要がある。</p> <p>② 「受け皿が不足している」という障害福祉サービスの課題に取り組む。</p> <p>・第3回プロジェクト会議 11/22(水)</p> <p>ほりほっく・オードリー・アドヴァンス・あすみーる・SMILEJAM 各事業所の特徴や活動内容などについて共有した。新規事業所として立ち上がった事業所もあり細やかな情報交換やアドバイスがあった。同規模の事業所同士はアドバイスも具体的なものになっていた。 中長期計画を立てて、事業所全体が高め合えるような仕掛けを作っていく。</p>
	次年度に向けて
<p>モニタリングの継続</p> <p>受け皿が不足しているという課題の取り組みの継続</p>	

地域生活支援拠点等連絡会議	
プロジェクト 設立の経緯	<p>地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(①相談 ②体験の機会・場 ③緊急時の受入れ・対応 ④専門性 ⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもので、障害福祉計画の重点目標として示された。</p> <p>令和元年に発足した地域生活支援拠点検討プロジェクトでは、東松山市地域生活支援拠点事業開始に向けての検討を行い、令和3年5月に事業開始となった。プロジェクト終了後、当該拠点の運営に関して必要な協議及び評価等を行うことを目的として、「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」を設置した。</p>
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	今年度の目標
	<p>① 地域生活支援拠点等登録事業所を増やし、関係機関と連携を図る。</p> <p>② 要支援者の事前把握について、名簿で管理できていない障害のある人や障害福祉サービスを利用していない障害のある人への支援を協議する。</p> <p>③ 地域における支援困難ケースへの対応について関係機関で協議する。</p>
	成果
	<p>① 地域生活支援拠点等登録事業所</p> <p>【登録事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度2事業所が新規登録。全体で21事業所の登録となった。(令和6年1月現在) ・東松山市障害者福祉課と基幹相談支援センター担当で未登録2事業所へ事業説明のため訪問した。 <p>【関係機関との連携】</p> <p>地域生活支援拠点等連絡会議の開催(年3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回会議 令和5年7月24日(月) ・第2回会議 令和5年11月27日(月) ・第3回会議 令和6年3月4日(月) 予定 <p>② 要支援者の事前把握等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時支援が必要な対象者について事前リストを作成し、リスト対象者18名それぞれについて緊急時に利用することになる「拠点登録ショートステイ」をつなぎ合わせ、支援者間で緊急時の手順を確認した。 ・緊急時に「ショートステイ」と「行動障害(ヘルパー派遣)」でリストを分け、緊急時支援の必要性について精査した。 ・連携している連絡会議である相談支援事業所連絡会議にてリストに載っていない「行動援護支給決定者」について個別に状況を確認し、リスト掲載の必要性を精査した。 <p>③ 地域における支援困難ケースへの対応協議</p> <p>【支援困難ケースへの協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東松山市相談支援事業所連絡会にてケースレビューを実施。 <p>【地域体制強化共同支援加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2件

④ その他

・今年度、緊急時対応の実績が2件。1件については、緊急時の要請があったから2時間で登録ショートステイ事業所へつながった。拠点等における事前把握・調整等の効果が発揮できた。

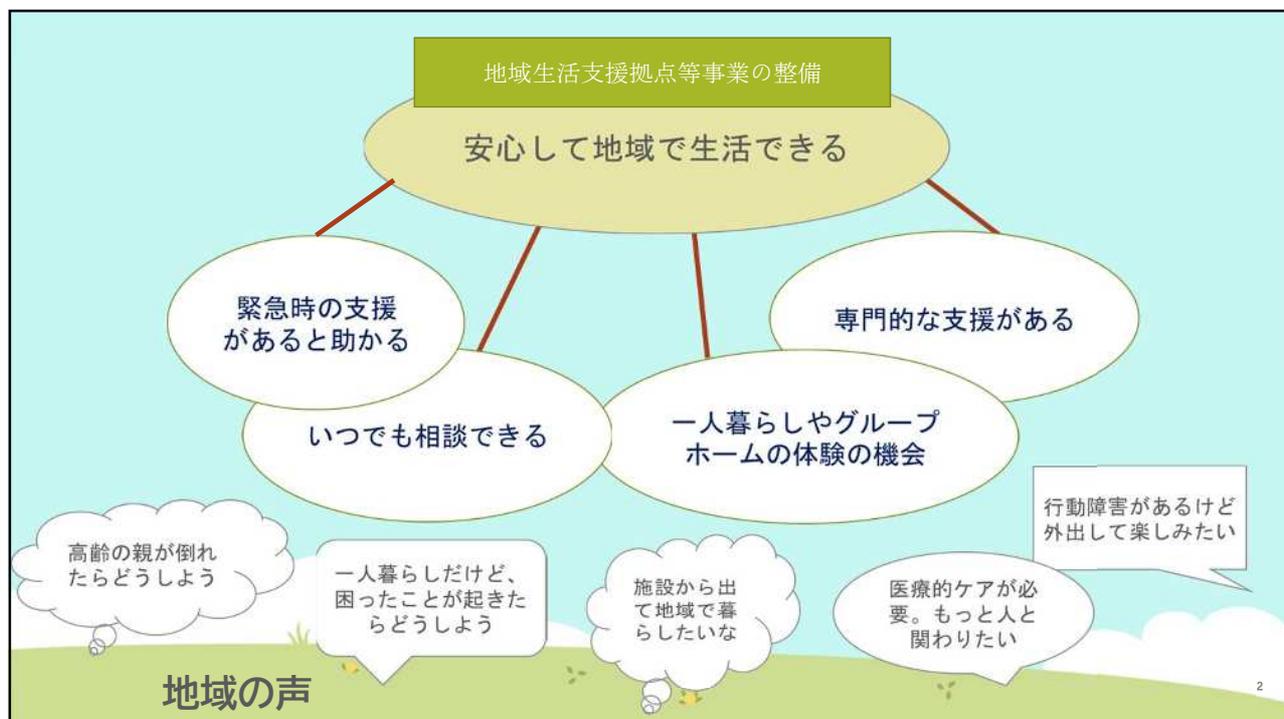
次年度に向けて

- ① 地域生活支援拠点等連絡会議を中心に関係機関と連携を図る。
- ② 緊急時支援が必要な人の事前把握を進める。また、事前把握ができていない人の支援等について検討する。
- ③ 地域生活支援拠点等コーディネーターの役割について検討する。

東松山市地域生活支援拠点等連絡会議

令和6年2月6日（火）

東松山市自立支援協議会 全体会



地域生活支援拠点とは

趣旨

○障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能を地域の実情に応じて整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

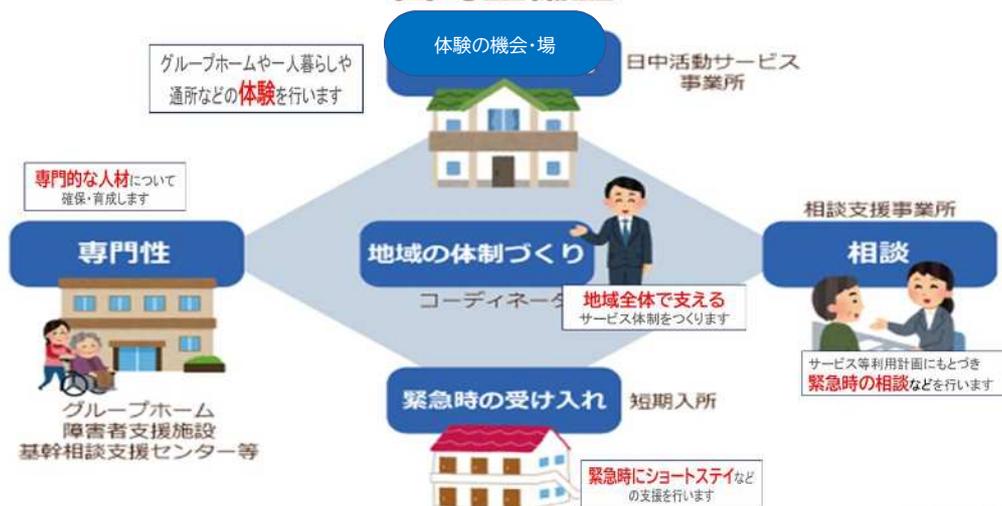
目的

○緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

○体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

3

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） 面的整備型



東松山市地域生活支援拠点等(面的整備)

※今後、拠点事業所として登録後に事業所名を表記します。

地域で安心して暮らすために

令和5年12月
拠点登録事業所 21事業所

サービス等利用計画
を通して拠点等支援が
提供されます

事前把握利用者20人

=緊急時の訪問対応など=
安心して在宅生活を送ることが
できるように支援を行います

地域定着支援

相談支援事業所あじさい
西部・比企地域支援センター
総合福祉エリア相談支援事業所
比企生活支援センター

自立生活援助

西部・比企地域支援センター

=相談支援(計画)=
拠点機能に関するサービスの
利用について相談していきます

計画相談・障害児相談

相談支援事業所あじさい
西部・比企地域支援センター
総合福祉エリア相談支援事業所
比企生活支援センター

=体験の場=
グループホームやひとり暮らしの
体験を行います

共同生活援助 **自立体験ステイ事業**

あじさい
「ソーシャルインクル
ーホーム東松山」
グラン・カッサ いわはな

事前把握利用者23人

=緊急時の一時的な住まいの場と支援=
介護が難しくなってしまった場合など
緊急一時的な預かり支援を行います

短期入所

あじさい
「ソーシャルインクル
ーホーム東松山」
グラン・カッサ
ショートステイ・すばる

**障害者生活支援
センター**

いわはな

=行動障害児者への緊急時支援=
在宅で暮らす行動障害のある方へ
緊急的な支援を行います

**緊急コール支援事業
(行動援護)**

総合福祉エリア
FSC部

事前把握利用者(把握中)

◇相談支援事業所連絡会では、拠点等に関するサービス利用者の支援について検討を行います。
◇地域生活支援拠点連絡会では、拠点等機能の課題解決や拠点に関するサービス調整等を行います。

緊急時支援の整理 3つの類型

- ① 一時的な住まいの場と支援が必要 ⇒ショートステイ
(同居している高齢の親が倒れた・・・) 事前把握(リスト作成)
- ② 居住先にて一時的な支援が必要 ⇒地域定着支援、ヘルパーの緊急訪問など
(単身生活者が、生活のなかでトラブルにあったり、不安定になったり・・・)
- ③ 行動障害がある方への緊急支援 ⇒行動援護ヘルパーの緊急訪問
(自宅でパニックになり、同居介護者だけの対応が難しい・・・) 事前把握(リスト作成)

緊急時利用者リスト（ショートステイ等利用）

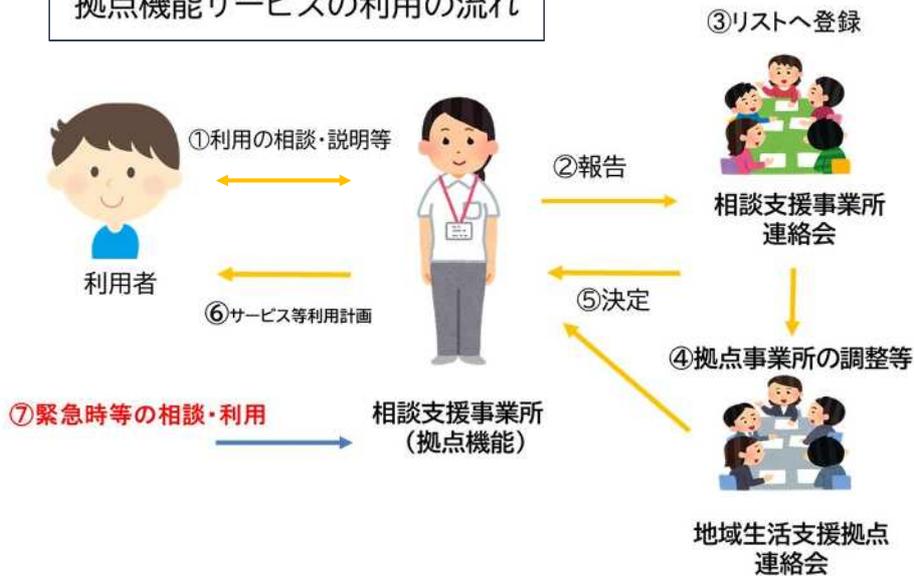
No. 更新日	①【相談支援事業所】 ①相談（コーディネーター） 対応	②【登録区分】 ②緊急時 対応	③ 地域生活支援拠点に関する情報		④【利用先】 ※緊急時の受け入れ・対応事業所 ※特設利用を行う事業所等	【利用先】 ④拠点登録の有無	氏名	種別 (身/髪/顔)	支給決定サービス内容 (障害福祉サービス)	その他サービス支援等	優先先-利用先 ※日常的に利用している事業所	居宅機関	⑤ サービス等利用計画への記載 本人・関係機関 等との共有	
			拠点対象区分 備考(補足)	拠点対象区分 備考(補足)									サービス等利用 計画への記載	本人・関係機関 等との共有
1 R4.11.18	相談支援事業所(〇〇)	②	7)同居介護者が居る等	同居家族が精神疾患あり。	【短期入居】事業所(利用中)	有		身体 介護	居宅介護 生活介護 短期入居	訪問看護 移動支援 生活サポート	〇〇障害介護事業所 〇〇生活介護事業所	〇〇病院	有	済
2 R4.11.18	相談支援事業所(〇〇)	②	イ)障害者を起因とした緊急時	パニック特支援が必要な場合有り。	【短期入居】事業所(利用目的) 【短期入居】事業所(利用期) 【短期入居】事業所(利用中)	無		療育 身体	生活介護 短期入居				無	未
3 R4.11.18	相談センター(〇〇)	②	7)同居介護者が居る等	母と兄の二人暮らし。兄は精神疾患あり、母の介護負担が重く、体調不良が重なる。	【短期入居】事業所(稼計中)	無		身体 介護	生活介護 短期介護				無	未
4 R4.11.18	相談支援事業所(〇〇)	②	イ)障害者を起因とした緊急時	緊急コール音程。	【短期入居】事業所(利用中)	無		療育	生活介護 行動支援 短期入居	生活サポート			無	未
5 R5.2.8	相談所(〇〇)	②	7)同居介護者が居る等	母との入居し、母親、介護負担、体調不良あり。	【短期入居】事業所(利用中)	無		療育	居宅介護 生活介護 短期入居	生活サポート			無	未

- 1【拠点登録した相談支援事業所】…常時連絡が取れる事業所。契約している計画利用者について緊急時の相談対応を行い、ショートステイにつなぐ。
- 2【登録区分】…拠点機能の種類(このリストでは、緊急時対応と体験機会を掲載)
- 3【拠点対象区分】…ア)同居の介護者等における緊急性 イ)本人の障害等による理由
- 4【利用先の拠点登録の有無】ショートステイ等が拠点登録を受けているか否か。拠点登録を受けた事業所は、即時の受け入れが可能。
- 5【サービス等利用計画への記載・本人関係機関等との共有】受け入れ先との調整を済ませ、計画へ記載。会議等にて確認後、拠点支援が開始となる。

約80人（サービス利用者の1割）が緊急時支援の対象と想定

7

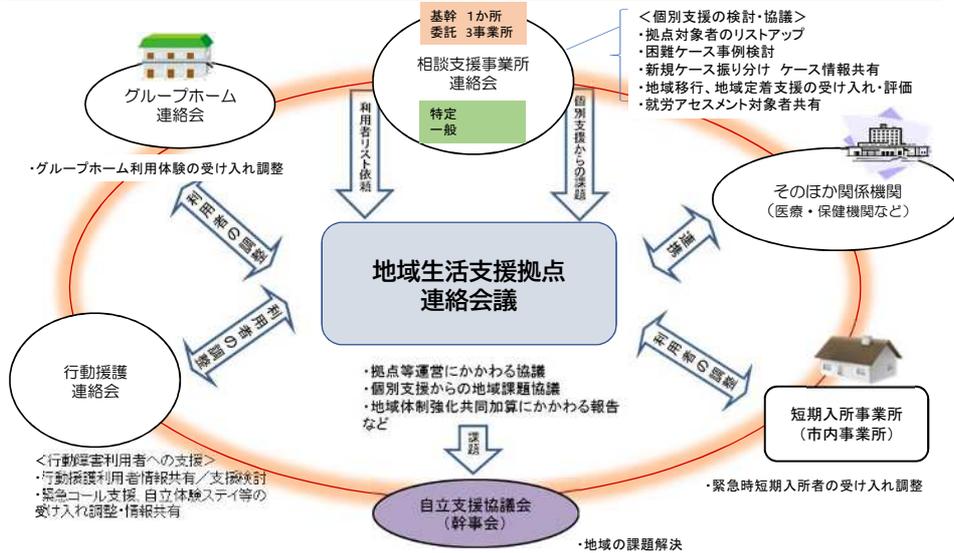
拠点機能サービスの利用の流れ



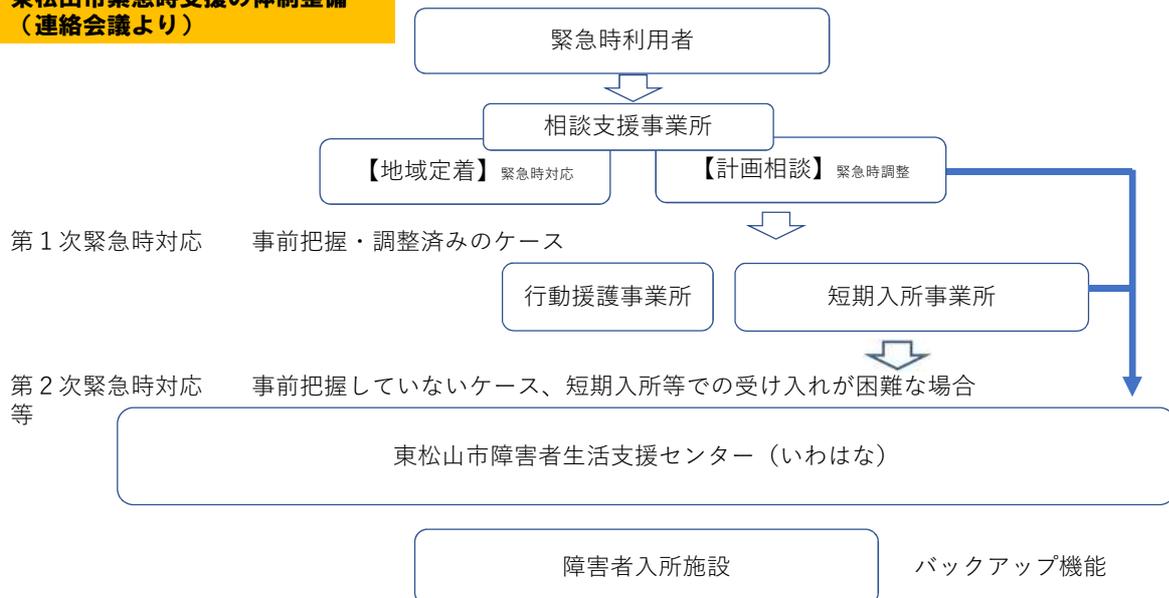
8

東松山市地域生活支援拠点等 地域の体制づくり（イメージ）

東松山市の地域生活支援拠点等は、（仮称）地域生活支援拠点連絡会を中心とし、①相談体制 ②緊急時受け入れ体制 ③体験・機会の場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくりの5つの拠点機能を有機的に活用していく面的整備された拠点となります。



東松山市緊急時支援の体制整備（連絡会議より）



ご清聴ありがとうございました。

東松山市地域生活支援拠点連絡会議

SDGs／合理的配慮推進プロジェクト	
プロジェクト 設立の経緯	本市の様々な計画で取り入れられているSDGsと令和6年4月1日から民間事業者にも義務化される合理的配慮の提供の推進について、障害のある子どもや人たちが「取り残されない」ために本協議会が牽引役となることを目指すため、設立した。
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	今年度の目標
	① SDGs／合理的配慮の関する本市の取り組みの確認、共有推進の具体的な方法について検討を行う。 ②本市におけるSDGs／合理的配慮の課題抽出を行う。 ③障害のある人の視点によるSDGs／合理的配慮の達成度評価について確認を行う。 ④推進の具体的な方法について検討を行う。 ⑤具体的な推進方法の検討を行う。
	成果
	プロジェクト会議の開催 令和5年10月24日(火)10時～ 令和5年11月28日(火)10時～ 令和5年12月22日(金)10時～ 令和6年1月22日(月)10時～ プロジェクト事務局会議の開催 令和5年11月17日(金)13時15分～ 令和5年12月19日(火)10時～ 令和6年1月12日(金)13時15分～ 本市の障害者福祉計画で取り入れているSDGsについての確認を行う。 合理的配慮の提供について周知を行った取組の確認 本市の取り組みにおける課題点の抽出を実施
	次年度に向けて
	推進の具体的な方法について検討を行っていく。



SDGs / 合理的配慮推進 プロジェクト

2023年度第2回
東松山市地域自立支援協議会
全体会

目的

2016年から15年間での達成を目指し、「誰一人取り残さない-No one will be left behind」をスローガンに掲げる「持続可能な開発目標」SDGsは、本市各種計画でも取り入れられている。また、2021年6月に公布された「改正障害者差別解消法」では、これまで公共機関には義務としてきた「合理的配慮の提供」の義務化を民間事業者まで拡大することとした。

しかしながら、この間、看過できない障害者虐待や障害者を排除するような差別事案の報道が後を経たない。障害者差別解消改正法では、公布から3年を超えない範囲で施行するとされ、2024年4月1日からは民間事業者にも義務化されるため、十分に周知する必要がある。

そこで、本市が地域共生社会を目指す上で、SDGsや合理的配慮の提供を推進し、障害のある子どもや人たちが「取り残されない」ために、行政とのパートナーシップにより本協議会がその牽引役となることを目指す。

プロジェクトメンバー

	区分	所属等
1	委託相談支援事業所	社会福祉法人 昴
2	委託相談支援事業所	(医) 緑光会 比企生活支援センター
3	障害福祉サービス事業所（居宅介護）	おひさま介護サービス東松山
4	障害福祉サービス事業所（日中活動）	特定非営利活動法人リ・ハート
5	公募	当事者本人
6	東松山市役所	広報広聴課、商工観光課、障害者福祉課

年間スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
PT			○	○	○	○	○	○
幹事会		○		○		○		○
全体会	○						○	

※PT=プロジェクト会議

【プロジェクト会議】

- 10月：メンバー顔合わせ、趣旨説明、検討方法について
- 11月：SDGs／合理的配慮の関する本市の取り組みの確認、共有
- 12月：本市におけるSDGs／合理的配慮の課題抽出
- 1月：中間とりまとめ
- 障害のある人の視点によるSDGs／合理的配慮の達成度評価について
- 2月：推進の具体的な方法について
- 3月：具体的な推進方法の検討

持続可能な開発目標 S D G s

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を開発するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

●持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標1【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の 貧困を
終わらせる



目標2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄
養の改善を実現し、持続可能な農業を
促進する



目標3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な
生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い
教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



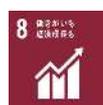
目標5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性
及び女児のエンパワーメントを行う



目標6【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持
続可能な近代的なエネルギーへのアクセ
スを確保する



目標8【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての
人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促
進する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的
かつ持続可能な産業化の促進 及びイノベ
ーションの推進を図る



目標10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持
続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資
源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利
用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠
化への対処ならびに土地の劣化の阻止・
回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会
を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを
提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明
責任のある包摂的な制度を構築する



目標17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強
化し、グローバル・パートナーシップを活
性化する

各基本施策とSDGsの関係

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
まちづくりの柱1 子ども																		
1-1-1 安心して楽しい子育て環境づくり	○		○	○	○			○		○	○						○	
1-1-2 青少年の健全育成と若者の支援	○		○					○										
1-2-1 乳幼児期における支援の充実			○					○										
1-3-1 学校教育の充実	○		○	○	○		○			○			○				○	
1-3-2 教育環境の整備				○		○												
まちづくりの柱2 健康福祉																		
2-1-1 健康づくりの推進		○	○															
2-2-1 保健・医療体制の充実			○			○												
2-2-2 市民病院の充実			○															
2-3-1 地域福祉の推進	○		○															
2-3-2 社会保障の充実	○	○	○					○		○								
2-4-1 高齢者支援の充実	○	○	○					○		○	○							
2-5-1 障害者支援の充実	○	○	○					○		○	○							
まちづくりの柱3 環境																		
3-1-1 良好な地域環境の保全			○			○	○	○			○		○	○	○			
3-2-1 自然に親しむ空間整備の推進						○	○				○		○		○			
3-3-1 資源循環の推進							○		○		○	○	○	○	○			
まちづくりの柱4 生活基盤																		
4-1-1 防災・減災のまちづくり					○	○					○		○					
4-2-1 計画的なまちづくりの推進			○						○		○							
4-3-1 道路の整備と維持管理			○						○		○							
4-3-2 上下水道の整備						○			○		○							
4-3-3 河川の整備						○					○		○					
4-4-1 交通安全・防犯対策の推進											○							○
まちづくりの柱5 活性化																		
5-1-1 農業の振興		○						○	○		○	○			○			
5-2-1 商業の振興								○	○			○						
5-3-1 産業振興と就労支援の充実								○	○			○						
5-4-1 観光の振興								○	○			○						
まちづくりの柱6 協働																		
6-1-1 市民参加の促進											○							○
6-2-1 人権意識の高揚					○					○	○						○	
6-2-2 平和意識の高揚										○	○						○	
6-3-1 生涯学習の推進				○														
6-3-2 生涯スポーツの推進			○	○											○			
6-4-1 文化・芸術の振興				○														
6-4-2 文化財保護				○							○							
6-5-1 健全な行財政運営	○									○	○		○				○	○

東松山市における合理的配慮の提供について

意思疎通支援員の配置

- 平成28年4月より障害者福祉課に手話ができる意思疎通支援員を配置
- 職務
聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図る事に支障がある障害者が市の機関の窓口において行う市職員との意思疎通を支援するもの
- 勤務
原則、月・水・金曜日の 9:00から16:00
- 支援実績

	令和4年度
件数	414
実人数	289

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	40	22	52	44	18	25	32	55	27	27	28	44	414
実人数	24	11	41	27	14	18	27	29	19	22	21	36	289

音声コードの仕様



○令和4年3月に策定した第三次市民福祉プラン後期計画にユニボイスという音声コードを貼付しています。ユニボイスは専用のアプリケーションを使用することで読み取ることができ、読み取った内容を音声で出力するほか、スマートフォン等の画面に表示します。

○令和3年3月に策定した第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画にもユニボイスを貼付しています。

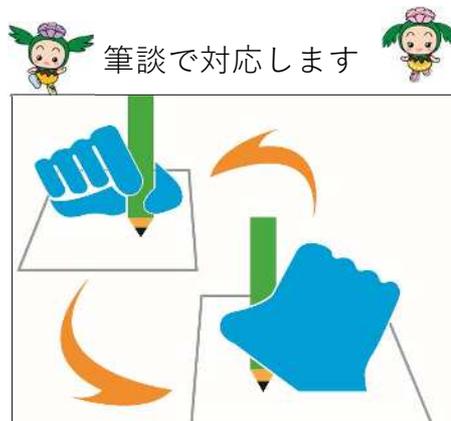
○ユニボイスは東京都防災ガイドブック(音声コード掲載版)などで使用されています。

筆談マークの掲示

○筆談マークとは
ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮について理解を広めるため、誰にでも一目で「筆談で対応できる」ことが分かるように、聴覚障害者の全国組織である「全日ろうあ連盟」が作成したものです。

○平成29年10月より以下の市の施設で掲示しています。

- (1) 本庁舎入口
- (2) 分室入口
- (3) 総合会館入口
- (4) 窓口のある各施設機関



筆談マーク

筆談ボード、ヘルプマークについて

○筆談ボードの設置

寄附により筆談ボードを16台購入し、本庁舎受付、市民課、社会福祉課、障害者福祉課、高齢介護課、保険年金課、課税課・収税課、子育て支援課・保育課、各市民活動センターの窓口を設置しました。



○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

① ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人達が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京オリンピック・パラリンピックに向け東京都が作成したマーク。

② ヘルプカードとは

援助を必要とする方が携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカード。緊急連絡先、かかりつけの病院、配慮事項等を記載します



東松山市におけるその他の取組

職員対応要領の作成

○法第10条第1項の規定に基づき、職員が不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に適切に対応するため職員対応要領を制定

○第5条にて、職員が障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合に懲戒処分等に付されることがある旨を規定

相談窓口の設置

障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談窓口

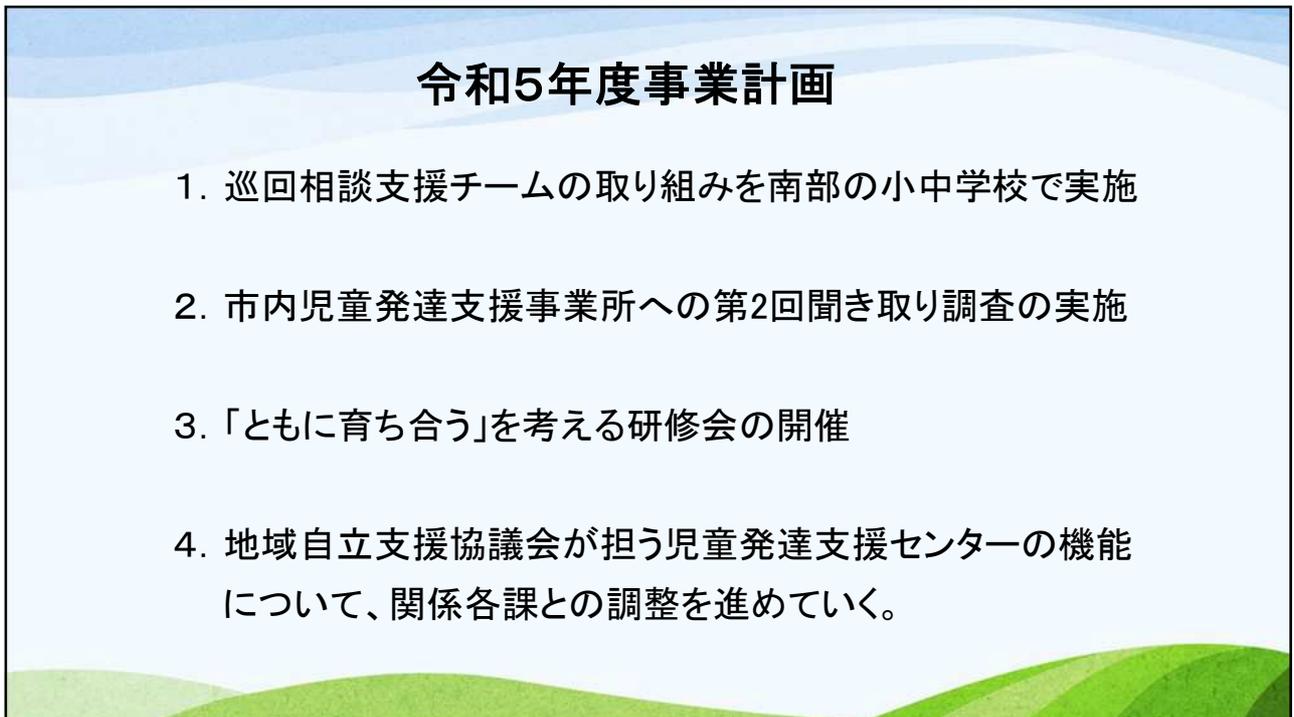
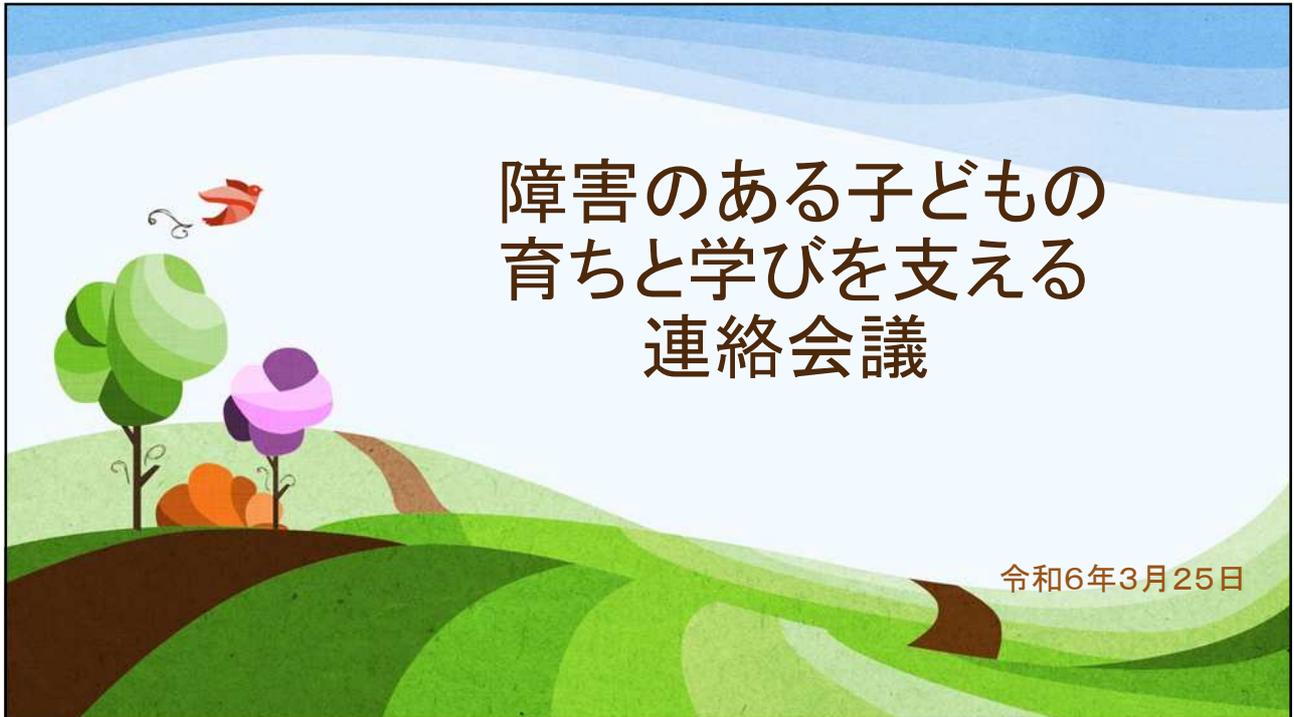
- (1)障害者福祉課 障害を理由とする差別全般
電話 63-5032 FAX 24-6066 E-mail HMY034@city.higashimatsuyama.lg.jp
- (2)人事課 市職員による障害を理由とする差別に関すること
電話 21-1417 FAX 24-6123 E-mail HMY006@city.higashimatsuyama.lg.jp
- (3)学校教育課 市立小中学校職員による障害を理由とする差別に関すること
電話 21-1429 FAX 23-7255 E-mail HMY053@city.higashimatsuyama.lg.jp

■第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る東松山市地域自立支援協議会の取組について

<市の計画案から一部抜粋>

<p>地域生活支援拠点等連絡会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所からの地域移行者を増やすための取組及び精神科病院入院患者の地域移行を促進するための取組として、個別ニーズの把握や希望する地域生活に向けた体験の機会の提供を通じて、生活の場の移行をしやすくする支援を行う。 ・令和8年度末までの間に地域生活支援拠点等コーディネーターを1人以上配置し、基幹相談支援センターと連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。 ・強度行動障害を有する人に対する支援体制の整備についての取組として、ヒアリング調査等で把握したニーズを東松山市地域自立支援協議会で共有し、地域課題の整理やニーズに基づく支援体制の整備を進める。
<p>子どもの育ちと学びを支える連絡会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターによる障害児の地域社会への参加・包容の推進のための取組として、保育や教育の現場に専門家チームが訪問し課題の共有や意見交換を行う巡回相談の取組を継続するほか、児童発達支援事業所等にヒアリング調査等を行う等、適切な発達支援の提供につなげる仕組みを構築する。
<p>医療・福祉連携プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにする取組として、引き続き、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を年2回以上実施し、地域における重症心身障害児支援の体制整備を目指す。 また、医療的ケア児を支える人材の確保・養成等について、当該プロジェクトで調査・研究を行い、受け入れ事業所の複数整備につなげる。

障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議	
プロジェクト 設立の経緯	<p>ノーマライゼーションのまちづくりを進める東松山市では、障害のある子どもが一般の保育園・幼稚園・認定こども園・学校に通園・通学を希望し、選択することが多く見受けられるようになってきた。このような現状の中で、東松山市地域自立支援協議会では、障害のある子どもの「保育園・幼稚園・学校での生活」を支えるため、関係機関のさらなる連携について議論され、平成 20 年に連絡会議を設置し、関係者のネットワーク構築及び仕組みづくりに取り組むこととなった。</p>
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	<p>今年度目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 巡回相談支援チームの取り組みを南部の小中学校で実施 2. 「ともに育ち合う」を考える研修会の開催 3. 市内児童発達支援事業所への第2回聞き取り調査の実施 4. 地域自立支援協議会が担う児童発達支援センターの機能について、関係各課との調整を進めていく。
	<p>成果</p> <p>○令和5年度事業実施状況について スライド資料参照</p>
	<p>次年度に向けて</p> <p>○令和6年度事業計画について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)巡回相談支援チームの取り組みを北部の小中学校で実施 (2)「ともに育ち合う」を考える研修会の開催 (3)市内児童発達支援事業所の第2回聞き取り調査を分析 (4)地域自立支援協議会が担う児童発達支援センター機能について、充実に向けての検討



令和5年度連絡会議活動予定と進捗状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 全体会					○							○
事務局会議		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連絡会議					○						○	
チーム巡回関係	教育セン ター挨拶	特別支援 教育コーディ ネーター連 絡会	← 1回目巡回				→	← 2回目巡回				→
研修会											ともに育ち 合う研修会	
児発アンケート・ 聞き取り関係		セルフ利用者 名簿作成		アンケート内容 検討 依頼文送付			事業所 聞き取り調査			聞き取り内容の整理		
医療的ケア児 モニタリング				○								
関係各課との意見交換				○						○		
委員依頼		←		→								

1. 巡回相談支援チームの取り組み

(1) チーム巡回相談の目的

- ① インクルーシブの理念の元、ともに育ち学ぶ子どもたちや、現場、保護者を、教育・医療・福祉などの多機関連携により支援することを目的とする。
- ② 子どもの育ちを共有しながら、現場が課題と感じる事項について包括的に意見の交換が行えるようにする。
- ③ みんなで支えるより良い仕組みづくりの構築をめざす。

(2) 巡回相談支援チームメンバー

- 特別支援学校（東松山・川島ひばりが丘）〔◇特別支援教育コーディネーター〕
- 医療機関（ハロークリニック）〔◇公認心理師 ◇理学療法士 ◇作業療法士 ◇言語聴覚士〕
- 相談支援事業所（西部・比企地域支援センター・総合福祉エリア）〔◇相談支援専門員〕
- 障害者福祉課

※今年度はコロナが5類に移行したことで、コロナ前のようにすべての学校へ2回の訪問が可能となった。

令和5年度 チーム巡回相談予定表

学校名	第1回	第2回	内容	時間
唐子小学校	6/22(木)	11/16(木)	参観	13:40～14:25
			話し合い	14:45～15:45
野本小学校	6/29(木)	1/18(木)	参観	13:35～14:20
			話し合い	15:30～16:30
青鳥小学校	7/6(木)	12/14(木)	参観	13:20～14:05
			話し合い	14:25～15:25
高坂小学校	7/13(木)	11/30(木)	参観	13:25～14:10
			話し合い	14:30～15:30
白山中学校	9/7(木)	2/8(木)	参観	14:40～15:30
			話し合い	15:45～16:45
桜山小学校	9/14(木)	1/25(木)	参観	9:20～10:05(1回目) 13:20～14:05(2回目)
			話し合い	14:15～15:00
新宿小学校	10/5(木)	3/7(木)	参観	13:10～13:55
			話し合い	14:10～15:10
南中学校	10/12(木)	2/15(木)	参観	13:20～14:10
			話し合い	14:20～15:20

2. 市内児童発達支援事業所への第2回聞き取り調査の実施

○計画相談セルフプラン利用者37人(R5.5時点)

市内事業所利用者(聞き取り対象者)33人 ※R3年度実施時18人

○児童発達支援事業所 10か所

※R3年度実施時6か所

3. 「ともに育ちあう」を考える研修会の開催

◎日程 2月29日(木) 15:15～16:45

野本市民活動センター会議室

◎内容

○講演:「息子の成長を振り返って」

市内在住のりょうさんは、幼稚園、小学校は支援員のサポートを受け、中学校、高校と進学し、現在大学の2年生。幼少期に発達障害の診断を受けたりょうさんの育ちの道筋を、ご家族にお話しいただき、支援者としてどのようなことを大切にしながら、寄り添うべきか考える。

○大学生になったりょうさんからのビデオメッセージ

○情報提供:地域療育等支援事業の実践についての紹介

中学校卒業文集
「このクラスのおもしろいところ」
—発表スライドより—



◎参加者

36名(事務局含む)

保育園(10名) 幼稚園(4名) 小学校(6名) 中学校(2名) 特別支援学校(3名)
放課後等デイサービス(1名) 相談支援事業所(3名) 医療関係(2名) 行政関係(1名) ※事務局(4名)

◎感想(一部抜粋)

- ・ご本人が「普通に」というお話をされていたことが、印象に残りました。必要に応じた配慮はしつつ、「普通の生活」「普通の子育て」の支援ができればと思った。
- ・地域の機関を使って、自分らしく過ごせる姿を見ることができて、経験の大切さを改めて感じた。
- ・ご本人が、「ゆっくりゆっくり見守ってくれてよかった」と話をしていたことが、印象的でした。一時期に関わると「今成長させないと」と焦りも感じてしまいましたが、やはり長い目で見守る支援の大切さを改めて感じた。
- ・何よりも、りょうくんが立派ですし、りょうくんの周りに沢山のお友達がいるのが解かった。
- ・保育者は焦ってしまうことが多いが、その子に合った育ち、できることに目を向けて活動をし、できる範囲でたくさん経験をしてもらうことが大切だということが分かった。
- ・小さい年齢での体験が大切だということを知り、保育園での共に育つ体験を大事にしていこうと思った。
- ・子どもに寄り添った支援が全てだなと思った。子ども本人の特性をよく理解し、それぞれの特性に合った支援や助言をすることで、ここまで成長できるということを目の当たりにした。
- ・1年後、中学校、高校…と先のことまでは想像がつかなかった。今日のお話を聞いて、今の小さな成長が必ず将来に繋がっているんだなと感じた。
- ・幼、小、中、高、大学と20年の成長の歩みが伺えて、大変参考になった。

4. 地域自立支援協議会が担う児童発達支援センターの機能について、関係各課との調整について

(1) 7/24 自立支援協議会医福連携プロジェクトにおける、
医療的ケア児ケースモニタリングへの参加

(2) 7/25 第1回 関係課との意見交換

1/30 第2回 関係課との意見交換

R5年度委託相談(※2事業所)への幼児の新規相談状況(R5.4.1～R6.2.29現在)

	ケース	年齢	診断の有無	相談経由	相談内容
1	Aさん(転入者)	2歳	診断書	障害者福祉課⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
2	Bさん(転入者)	2歳	診断書	障害者福祉課⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
3	Cさん・Dさん	2歳	診断書	保健センター⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
4	Eさん	2歳	診断なし	保健センター⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
5	Fさん	3歳	診断書	保健センター⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
6	Gさん(転入者)	4歳	不明	障害者福祉課⇒委託相談	幼稚園利用について
7	Hさん	4歳	不明	子育て支援課⇒障害者福祉課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
8	Iさん	4歳	診断書	子育て支援課⇒保健センター⇒障害者福祉課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
9	Jさん	4歳	診断なし	障害者福祉課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
10	Kさん	5歳	診断あり	子育て支援課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
11	Lさん	5歳	診断書	保育園⇒委託相談 教育センター⇒委託相談	放課後等デイサービスにつて
12	Mさん	6歳	診断あり	障害者福祉課⇒委託相談	就学後の生活支援
13	Nさん	3歳	診断なし	家族⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
14	Oさん	3歳	診断なし	保育園⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
15	Pさん	3歳	診断なし	保健センター⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
17	Qさん	2歳	診断なし	保健センター⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
18	Rさん	4歳	診断なし	子育て支援課⇒障害者福祉課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
19	Sさん	3歳	診断書	子育て支援課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
20	Tさん	3歳	診断なし	子育て支援課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
21	Uさん	2歳	診断なし	保健センター⇒障害者福祉課⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
22	Vさん	2歳	診断なし	保健センター⇒委託相談	幼稚園就園・児童発達支援事業の利用について
23	Wさん	3歳	診断なし	医療機関⇒委託相談	療育等支援事業
24	Xさん	5歳	診断なし	教育センター⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
25	Yさん	2歳	診断なし	保健センター⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
26	Zさん	4歳	診断なし	子育て支援課⇒保健センター⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
27	AAさん	4歳	診断なし	子育て支援課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
28	ABさん	1歳	診断なし	子育て支援課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
29	ACさん	3歳	診断書	子育て支援課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について
30	ADさん	5歳	手帳あり	障害者福祉課⇒委託相談	児童発達支援事業の利用について

東松山市第2期障害児福祉計画(目標5)

「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」を中核とし、障害のある子どもの支援体制構築や地域課題の抽出、障害児通所事業所及び保育所等訪問支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、障害のある子どもの地域社会への参加等について助言を行うなど、地域支援機能を担うことで、児童発達支援センターの設置に代わる体制を整備する。

児童発達支援センターの役割・機能の強化（児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要より）

<制度の現状>

○主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
○障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した。児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

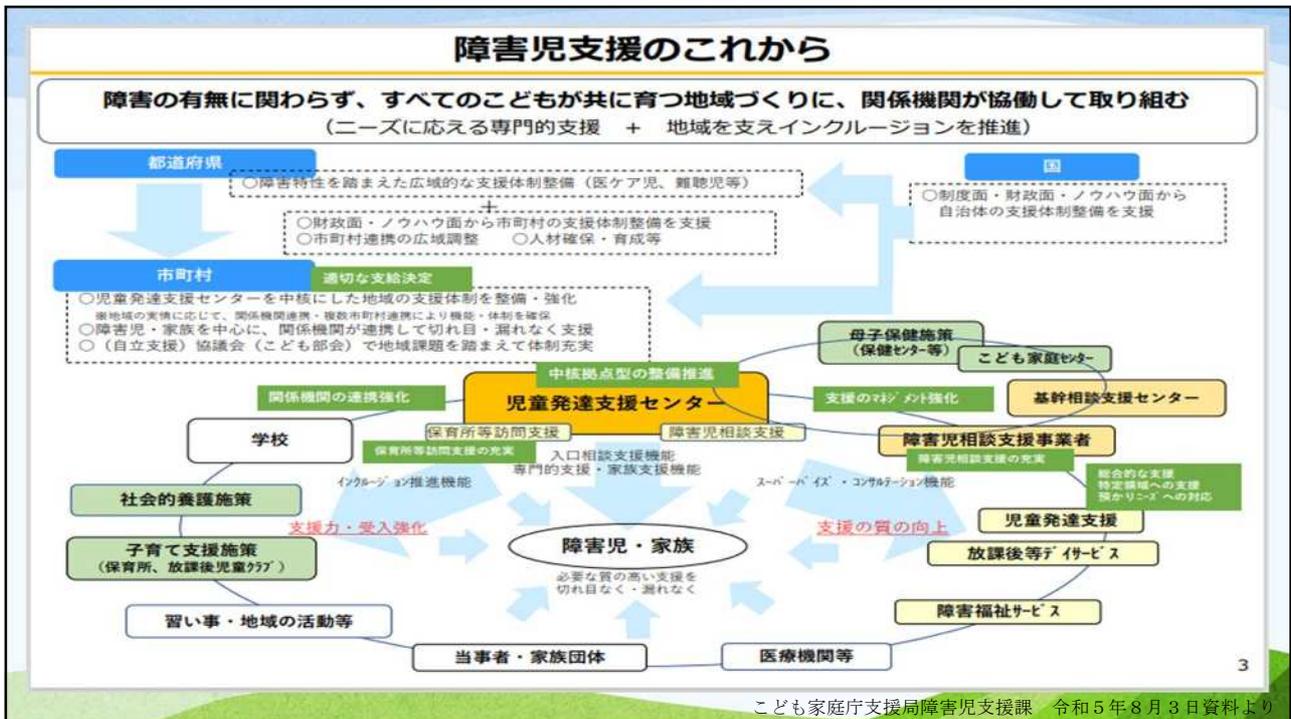
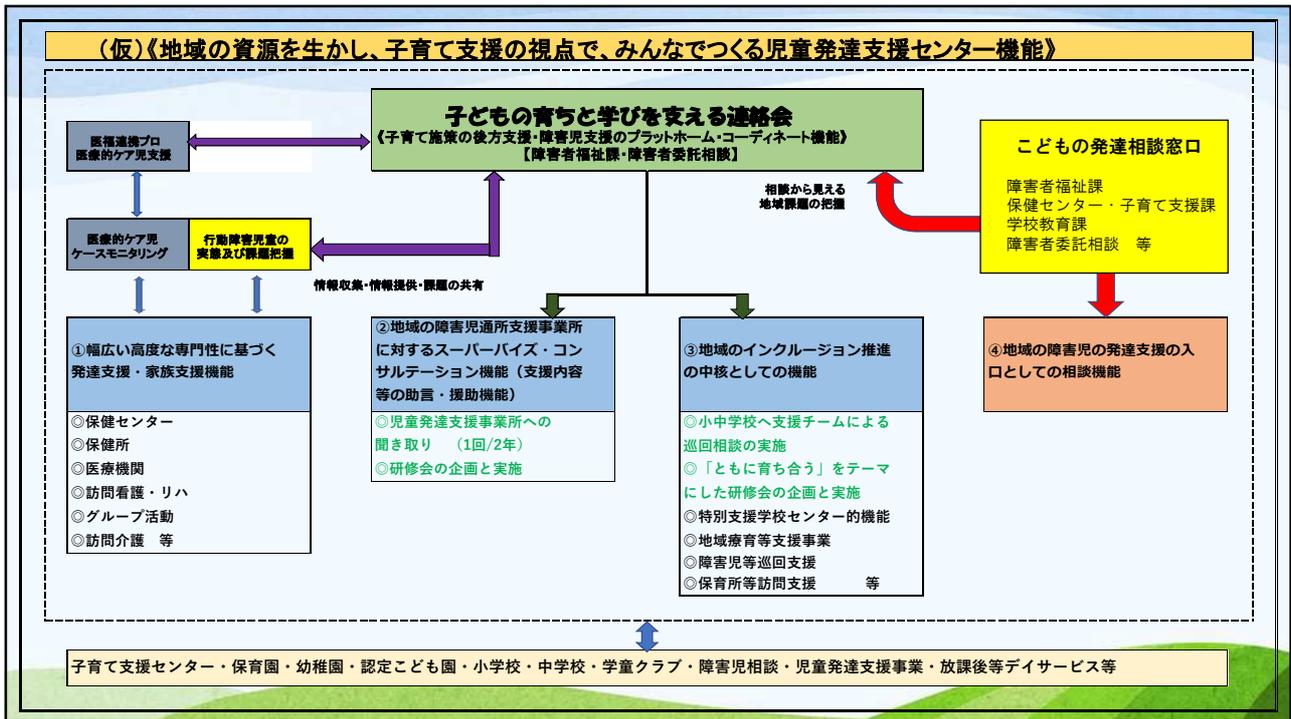
<改正案の内容>

① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。
⇒これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>

- ① **幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能**
- ② **地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）**
- ③ **地域のインクルージョン推進の中核としての機能**
- ④ **地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能**

②児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。



令和6年度事業計画

1. 巡回相談支援チームの取り組みを北部の小中学校で実施
2. 市内児童発達支援事業所への聞き取り調査を分析
3. 「ともに育ち合う」を考える研修会の開催
4. 地域自立支援協議会が担う児童発達支援センター機能について
充実に向けての検討

地域生活支援拠点等連絡会議	
プロジェクト 設立の経緯	<p>地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(①相談 ②体験の機会・場 ③緊急時の受入れ・対応 ④専門性 ⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもので、障害福祉計画の重点目標として示された。</p> <p>令和元年に発足した地域生活支援拠点検討プロジェクトでは、東松山市地域生活支援拠点開始に向けての検討を行い、令和3年5月に事業開始となった。プロジェクト終結後、当該拠点の運営に関して必要な協議及び評価等を行うことを目的として、「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」を設置した。</p>
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	今年度の目標
	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域生活支援拠点等登録事業所を増やし、関係機関と連携を図る。 ② 要支援者の事前把握について、名簿で管理できていない障害のある人や障害福祉サービスを利用していない障害のある人への支援を協議する。 ③ 地域における支援困難ケースへの対応について関係機関で協議する。
	成果
	<p>① 地域生活支援拠点等登録事業所</p> <p>【登録事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度2事業所が新規登録。全体で21事業所の登録となった。(令和6年1月現在) ・東松山市障害者福祉課と基幹相談支援センター担当で市内未登録事業所へ事業説明のため訪問した。 <p>【関係機関との連携】</p> <p>地域生活支援拠点等連絡会議の開催(年3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回会議 令和5年7月24日(月) ・第2回会議 令和5年11月27日(月) ・第3回会議 令和6年3月4日(月) <p>② 要支援者の事前把握等について</p> <p>緊急時支援が必要な対象者について事前リストを作成し、リスト対象者18名それぞれについて緊急時に利用することになる「拠点登録ショートステイ」をつなぎ合わせ、支援者間で緊急時の手順を確認した。</p> <p>③ 地域における支援困難ケースへの対応協議</p> <p>【支援困難ケースへの協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東松山市相談支援事業所連絡会 <p>【地域体制強化共同支援加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2件
	次年度に向けて
<ul style="list-style-type: none"> ① 地域生活支援拠点等連絡会議を中心に関係機関と連携を図る。 ② 緊急時支援が必要な人の事前把握を進める。また、事前把握ができていない人の支援等について検討する。 ③ 地域生活支援拠点等コーディネーターの役割について検討する。 	

令和5年度東松山市地域生活支援 拠点等の運営状況の評価 (令和6年3月25日全体会)

地域生活支援拠点等連絡会議

東松山市の地域生活支援拠点等の目指している姿

障害者及び障害児（以下「障害児者」という。）の重度化・高齢化及び「親亡き後」に備え、居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域における複数の機関が分担して担うことにより、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

地域生活支援拠点等の機能に関する評価指標

- ①【要支援者の事前把握及び体制】
- ②【相談機能】
- ③【緊急時の受け入れ・対応】
- ④【体験の機会・場の確保】
- ⑤【専門的人材の確保・養成】
- ⑥【地域の体制づくり】

①【要支援者の事前把握及び体制】

緊急対応など支援が必要となる障害者・障害児（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的な要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有



【自己評価】 **十分できている**

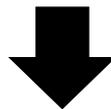
(十分できている／一定程度できている／全くできていない)

現状・課題に関する評価

1. 「東松山市相談支援事業所連絡会議」で対象者名簿を整理し、真に必要な支援を整理しながら緊急時支援のマッチングを進めている。
2. 令和5年度、緊急時に短期入所での対応実績は3件。うち、1件は未登録事業所での受け入れではあったものの、3件とも要支援者として事前把握し体制を整えるよう調整を図っていた利用者であった。

②【相談機能】

把握した緊急対応など支援が必要な障害者・障害児からの緊急時を含む相談体制の確保



【自己評価】 **一定程度できている**

(十分できている／一定程度できている／全くできていない)

現状・課題に関する評価

1. 令和4年12月時点で「相談」機能を担う事業所は4事業所が東松山市地域生活支援拠点等の事業者登録を行っており、増減はない。
2. 2か月に1回開催する「東松山市相談支援事業所連絡会議」で名簿を整理、進捗管理を行っている。
3. 緊急的な相談について必要に応じて緊急受入や緊急訪問、関係機関につなげるなどの対応を適切に行えるよう、常時から関係機関等と連携を図っていく。

③【緊急時の受け入れ・対応】

把握した緊急対応など支援が必要な障害者・障害児からの緊急時の受け入れ先の確保



【自己評価】 **一定程度できている**

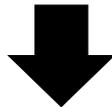
(十分できている／一定程度できている／全くできていない)

現状・課題に関する評価

1. 令和4月12月時点で「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う事業所は9事業所だったが、令和5年6月時点で11事業所が登録している。
2. 事業所登録について令和5年度は、基幹相談支援センターと行政で3事業所に説明と依頼を行った。今後は近隣町村にも範囲を拡大して依頼を行う予定。
3. 拠点事業における障害者生活支援センターいわはなの役割や運用について、懸念事項を整理した。今後具体的な調整を進めていく予定。
4. 東松山市社会福祉協議会が実施している緊急コールによる緊急時支援（行動障害の方への緊急訪問支援）について、令和5年度は5件の受け入れを行った。

④【体験の機会・場の確保】

把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施



【自己評価】 **一定程度できている**

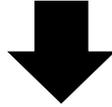
(十分できている／一定程度できている／全くできていない)

現状・課題に関する評価

1. 令和4月12月時点で「体験の機会・場」機能を担う事業所として、7事業所が東松山市地域生活支援拠点等の事業者登録を行っており、増減はない。
2. 共同生活援助の体験利用者（親元からの自立等）はこれまで本人や家族、指定相談支援事業所等が連携し体験利用までつながっていたため、拠点事業の実績とはしないこととしたが、引き続き指定相談支援事業所等と連携し支援を行っている。
3. 地域移行からの自立のニーズを適切に把握するとともに、把握したニーズを踏まえ、「体験の機会・場」に繋げていく必要がある。

⑤【専門的人材の確保・養成】

専門性の確保に向けた取組の実施



【自己評価】 **一定程度できている**

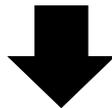
(十分できている／一定程度できている／全くできていない)

現状・課題に関する評価

1. 比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」において強度行動障害と医療的ケアに関する研修を実施した。
2. 基幹相談支援センター事業において、相談支援事業所を対象とした研修を実施した。
3. 障害者の重度化・高齢化に対応できる専門的な人材を確保・養成のニーズを把握し、専門性の確保に向けた取組を実施していく。

⑥【地域の体制づくり】

把握した障害者・障害児の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりの実施



【自己評価】 **一定程度できている**

(十分できている／一定程度できている／全くできていない)

現状・課題に関する評価

1. 令和4月12月時点で「地域の体制づくり」機能を担う事業所として、7事業所が東松山市地域生活支援拠点等の事業者登録を行っており、増減はない。
2. 令和5年度の支援困難等のケースへの対応として、令和5年度は地域体制強化共同支援加算の該当実績が2件あった。
3. 「東松山市障害者相談支援事業所連絡会議」、「(東松山市・比企)地域自立支援協議会」等で地域課題の共有とその解決に向けた取組を行った。

東松山市地域生活支援拠点等 令和6年度に向けて

1. 地域生活支援拠点等登録事業所を増やし、関係機関と連携を図る。
2. 要支援者としてリストに記載された利用者と受入事業所のマッチングを進める。
3. 要支援者の事前把握について、名簿で管理できていない障害のある人（まずは行動点数の高い障害者の状況や支援ニーズの把握）や障害福祉サービスを利用していない障害のある人への支援を協議する。
4. 地域における支援困難ケースへの対応について関係機関で協議する。